

NPOおかやまUFE シェルター利用のご案内

NPOおかやまUFEでは、[緊急的・一時的な住まいとしての民間シェルター](#)の提供を行っています。

当法人の運営するシェルターは、

- ・クライシス状態になった障がい者のご家族
- ・身体的・精神的・金銭的虐待、DV等に遭っている方（※未成年者、男性やご夫婦・ご家族等での受け入れも行っていきます。）
- ・妊娠婦の方で、女性相談所等運営のシェルターへ入所できなかった方
- ・派遣切りに遭い、派遣の寮からの退去を求められている方
- ・刑余者で更生保護施設や自立準備ホーム等への入所ができなかった方
- ・強制執行に伴い、住まいを失うこととなる方
- ・一時生活支援事業の施設への入所を満室や障がい等の理由で断られた方

等を主な対象者としていますが、それだけではなく、各支援制度の狭間において、支援を受けることが難しい状況にある方を柔軟に受け入れられています。

※原則として社会福祉協議会等の支援機関のご担当者様からご連絡をお願いします。

※一時生活支援事業の対象となる方については、一時生活支援事業（ホームレス支援）の団体から受け入れを断られた等の理由が必要となります。

シェルター利用料金について

シェルター利用料金は、部屋のサイズや利用人数等によって異なりますが、基本的に1日1,200～2,000円の賃料と1日600円程度の水道光熱費等（共益費）が必要です。1日単位で計算しますので、2泊3日の場合は3日分の利用料金がかかります。また、シェルター退去時の清掃代として10,000円のご負担をお願いしております。

お部屋によっては、附属の駐車場を利用できる場合がありますが、駐車料金を別途申し受けます。

生活保護の方は、賃料については生活保護の住宅扶助が
 月額37,000円（岡山市、1人世帯の場合）
 月額44,000円（岡山市、2人世帯の場合）
 まで支給されます。※ただし、年金等の他の収入状況によっては満額支給されない場合もあります。

当法人では、生活保護受給がシェルター利用の絶対条件ではありませんが、生活保護が決定すると、特に問題がなければ、敷金等の転居費用や布団代・家具什器代等を必要に応じて福祉事務所が負担してくれますので、一時的にでも生活保護を受給したほうが助かると思います。

また、生活保護を申請・受給されない場合はシェルター利用料金のお支払い根拠（収入のめど）等が必要になります。

生活保護制度を利用しない方等で、敷金等の転居費用の支出が難しい方については、当法人による厳格な審査の上、敷金等転居費用の支払いを当法人が行うことがあります。

■お問い合わせ

特定非営利活動法人おかやまUFE

岡山市北区東古松2-2-9うてんて102号室
 （当法人運営の「住まいと暮らしのサポートセンターおかやま」事務局所在地となります。）

TEL 086-231-0841（平日10時～15時）

0800-200-7900（岡山県内無料）

FAX 086-231-0842（24時間）

MAIL sumasapo@utenti.click（24時間）

URL <https://utenti.click/>



LINE



※LINEアカウントははじめました。
 お気軽にお問い合わせください。

NPOおかやまUFE シェルター利用から自立までの流れ

当法人のシェルターを活用し、シェルター利用中に支援体制の構築の支援を行います。最終的には地域で自立して、その人らしい暮らしができるように、お手伝いをします。

ご本人を支援している相談機関や支援機関があるか

ある ない

最寄りの社会福祉協議会、福祉事務所、女性相談所、児童相談所、相談支援事業所、弁護士法人等の相談機関へご相談ください。

相談機関のご担当者様から当法人までご連絡をお願いします。

支援機関のご担当者様から当法人までご連絡をお願いします。

シェルター利用前の面談を行います。ご予約の上、相談機関・支援機関の担当者と一緒に当法人事務局（[岡山市北区東古松2-2-9うてんて102号室](#)）までお越しください（※駐車場あり）。

面談では、シェルターの説明等やご本人についての聞き取りを行います。

面談内容を踏まえて、他の支援制度・施設等が利用できるか検討します。

利用できない
（右上段へ）

利用できる

他の施設等へつなぎます

シェルター利用について、ご本人及び当法人双方の合意があるか

ない

シェルター利用とはなりません

ある

シェルターの利用契約書2通に署名（記名）押印を行います。このシェルター利用契約書は生活保護申請に必要な書類となります。

財産・収入・所持金によっては生活保護申請できない場合もありますが、原則としてシェルター利用当日に生活保護申請を行います。

生活保護申請した場合、その申請から決定まで基本的には2週間程度以上かかります。その間に、ご本人に必要な支援（医療・福祉・就労等）の構築を行います。

生活保護が決定すると本格的に転居先を探すこととなります。原則、ご本人や支援機関で探していただくこととなりますが、難しければ当法人で転居先探しの支援を行います。転居費用は、特に問題がなければ福祉事務所が負担します。

生活保護制度を利用しない方等で、敷金等の転居費用の支出が難しい方については、当法人による厳格な審査の上、敷金等転居費用の支払いを当法人が行うことがあります。

転居先の決定後、支援者等との調整の上、転居先へ引越します。引越しの際にはシェルターの退去立会を行います。

支援者の支援を必要に応じて受けながら、地域での生活を再開します。また、定期的に当法人のアフターフォローを実施します。

よくある質問

Q.シェルターを利用したいけど、直接連絡したらいいの？

A.原則として個人の方からの直接の申し込みではなく、社会福祉協議会等の相談支援機関を通じてご連絡ください。

Q.シェルターを利用したいけど、シェルターはどこにあるの？

A.シェルターの所在については、その性質上公開しておりません。利用中及び利用後も場所については秘匿をお願いします。

Q.シェルターの利用料金の支払い時期は？

A.生活保護の方は、そのお金が支給された時です。自費の方は、収入の都度等相談です。

Q.シェルターの利用期間はどれくらい？

A.当初の利用期間は1か月間までとさせていただきます。生活保護の決定状況や転居先確保等の状況を見極めながら、個別に決定します。

Q.シェルター利用中の利用制限は？

A.所持金制限や携帯電話制限、外出制限は基本的にありません。お酒やたばこは制限があります。医療が必要な方には医療機関へ通院することを条件とすることもあります。

Q.男性や未成年者でも利用できますか？

A.女性用・男性用のシェルターがあります。未成年者の受け入れも行っています。

Q.シェルター利用時に持っていくものは？

A.預金通帳、キャッシュカード、身分証明書、障害者手帳、お薬及びお薬手帳、印鑑、身の回りの生活用品、着替え等です。緊急時は持ち出せない可能性もありますが、可能な限り持ってきてください。シェルターには布団や家電は用意しています。